

広島県告示第三百十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定によつて、次のとおり障害者就業・生活支援センターの名称等を変更した旨の届出があつた。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	変更事項		変更年月日
	内地	容	
社会福祉法人 つつじ	事務所の所 在地	新 東広島市西条町西条 四一四番地三一	旧 東広島市八本松町米 満四六一番地
			平成二六年 四月一日